

加古川市債権者登録事務取扱要綱

令和2年3月31日

会計管理者決定

(目的)

第1条 加古川市財務規則（昭和44年規則第13号、以下「財務規則」という）第63条に規定する口座振替の方法による支払について、同条第2項の書類添付を省略し、会計事務の適正かつ効率的な運用を図るため、債権者登録事務について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権者 加古川市から支払いを受ける者又は受けようとする者をいう。
- (2) 債権者情報 第3条に規定する項目をいう。
- (3) 債権者登録 債権者情報を債権者登録台帳及び財務会計システムに登録することをいう。
- (4) 資格者名簿 財務規則第76条第1項に規定する名簿のことをいう。

(債権者登録の項目)

第3条 債権者について登録する項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 債権者の住所、氏名、電話番号（法人又は団体等の場合は所在地、名称又は屋号、代表者役職名及び氏名、電話番号）
 - (2) 受任者のある場合は、受任者の住所、氏名、電話番号（法人又は団体等の場合は所在地、名称又は屋号、代表者の役職名及び氏名、電話番号）
 - (3) 金融機関名、本・支店名、預金種目、口座番号及び口座名義
- 2 前項第3号に係る登録は、1債権者（資格者名簿登載者はその登録区分ごと）につき1つとする。

(債権者登録の手続き)

第4条 債権者は、債権者登録の申出をする場合は、債権者登録申出書（以下「申出書」という。）を会計管理者に提出しなければならない。ただし、会計管理者が特に必要ないと認めた場合は、申出書を提出しないことができる。

- 2 債権者は、債権者情報に変更があった場合は、速やかに申出書を会計管理者に提出しなければならない。ただし、資格者名簿に登載された債権者で前条第1項第1号又は第

2号のみの変更の場合のほか、会計管理者が特に必要ないと認めた場合は、申出書を提出しないことができる。

- 3 債権者は、債権者登録の廃止を希望する場合は、申出書を会計管理者に提出しなければならない。ただし、会計管理者が特に必要ないと認めた場合は、申出書を提出しないことができる。
- 4 前3項の申出書の様式及び添付すべき資料については別に定める。

(債権者への通知)

第5条 会計管理者は、申出書を受領し、登録、変更又は廃止が完了したときは、通知書を作成し、債権者に通知する。

(資格者名簿登載者の債権者登録)

第6条 資格者名簿に登載された債権者は、新たに口座振替の方法により加古川市から支払いを受けようとするときは、必ず債権者登録の申出を行うものとする。その場合の登録番号は、資格者名簿における業者番号と同一の番号とする。

- 2 資格者名簿に登載された債権者は、資格者名簿に登載される前に債権者登録を行っていた場合においても、資格者名簿における登録区分ごとに新たに債権者登録の申出を行うものとする。

(登録の有効期限)

第7条 債権者登録の有効期限は、原則として設けない。

(職権による変更及び消除)

第8条 会計管理者は、第3条第1項第3号の登録内容について、金融機関の合併等により変更する必要が生じた場合は、職権により変更することができる。

- 2 会計管理者は、次の各号に該当する場合は、財務会計システムから登録情報を抹消することができる。
 - (1) 資格者名簿から取り消されたとき又は登載期間を更新せずに満了したとき
 - (2) 加古川市からの支払い実績が2年以上なかったとき
 - (3) 新たに資格者名簿に登載されたことにより、既存の債権者登録が重複することとなったとき
 - (4) その他特に必要と認めたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会計管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以前に債権者登録されているものについては、この要綱の規定により登録したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市債権者登録事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に債権者登録を行うものから適用し、施行日前に債権者登録を行ったものについては、施行日をもって使用印鑑の登録を廃止し、その他の登録項目についてはなお従前の例による。